

介護報酬の解釈 **2** 指定基準編 (平成27年4月版) 追補 (2)

平成29年1月 社会保険研究所

以下の告示、通知により、本書の内容に一部改正がありましたので追補いたします。

- 平成28年3月31日 厚生労働省告示第183号 社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示
(「厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者」の改正)
- 平成28年12月28日 老推発1228第1号・老高発1228第1号・老振発1228第1号・老老発1228第1号
「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について [介護保険最新情報Vol.578]

頁	該当箇所	改正前	改正後
I 居宅サービス等の基準			
1 居宅サービス			
2 訪問介護			
29	左 段	上から 7行目	一部改正；平成25年3月22日 厚生労働省告示第62号
		上から 17行目	社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第五号
		上から 23行目	6月以上
最終改正；平成28年3月31日 厚生労働省告示第183号			
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項 第二号			
2 地域密着型サービス			
1 総則			
343	右 段	上から 29行目 の次	(平成28年4月実施) 28.3.16老推発0316第1老高発0316第1老振発0316第1老老発0316第1 【追補(1)で追加】
(平成28年4月実施) 28.3.16老推発0316第1老高発0316第1老振発0316第1老老発0316第1 *一部改正； 28.12.28老推発1228第1老高発1228第1老振発1228第1老老発1228第1			
5 小規模多機能型居宅介護			
450	右 段	上から 20行目	機能訓練室、 <u>食堂及び法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペース</u> として共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室
機能訓練室 <u>及び</u> 食堂として共用することは認められないが、 <u>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは事業所が小規模である場合（指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者と介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合）などで、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂として機能を十分に発揮する適当な広さが確保されており、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は差し支えない。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えないが</u> 、指定通所介護事業所等の浴室			

頁	該当箇所	改正前	改正後
9	看護小規模多機能型居宅介護		
595	右 段 上から 15行目	機能訓練室及び食堂や法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室	機能訓練室及び食堂として共用することは認められないが、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースとして共用することは、事業所が小規模である場合（指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者と介護予防・日常生活支援総合事業の交流スペースの参加者の合計が少数である場合）などで、指定看護小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂として機能を十分に発揮しうる適当な広さが確保されており、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は差し支えない。なお、浴室、トイレ等を共用することは差し支えないが、指定通所介護事業所等の浴室